



# 設楽ダムの建設中止を求める会

会報第6号  
2008年5月

設楽ダムの建設中止を求める会：市野和夫 〒441-1101 豊橋市賀茂町山屋敷 28 - 1

E-mail [ichinok7@mx3.tees.ne.jp](mailto:ichinok7@mx3.tees.ne.jp) <http://www.tees.ne.jp/~ichinok7/>

本音トーク第6弾 08.3.23 日開催

## ダムは国家の犯罪 群馬の反対派 設楽で住民らに講演

群馬県長野原町で建設が進むハツ場ダムの反対運動をしている鈴木郁子さんが設楽町の田口特産物振興センターで講演した。「設楽ダムの建設中止を求める会」が主催し、住民ら30人が耳を傾けた。

ハツ場ダムは2015年完成予定で貯水量約1億1千万立方メートルの多目的ダム。設楽ダムとほぼ同規模で、すでに建設に向けた付帯工事や補償交渉が進んでいることから、同会は鈴木さんを招いた。



鈴木さんは水没予定地にある川原湯温泉では旅館数が半減し、にぎわいが消えたと説明貴重な遺跡や岩脈も水没してしまうといい、「ダムは国家の犯罪」と断言した。設楽ダムについては「ハツ場ですら燎原(りょうげん)の火のように反対運動が起きている。設楽は条件的にずっといい。止めるんだ、という意気込みを持って頑張る」と呼び掛けた。(以上は中日 08.03.24 付記事)  
(写真は田口特産物振興センター会場内の様子)

午前中の水没地区の散策には13人が参加。クマタカを遠くに見た人もいたようです。

当日の鈴木郁子さんの講演レジュメをご要望の方は事務局までお申し出ください。お送りします。

### 4月19日 名古屋栄

「あいちアースデイ」というイベントがあり、豊田市の会員らが中心となり「stop 設楽ダム」のブースを出しました。

設楽の写真を展示し、設楽を体感していただくコーナーで設楽の貴重な自然を紹介し、そこに無駄なダム建設の計画があるという事実を伝えようという思いから。設楽の体感コーナーでは、テントを張り、設楽町で録音した夜明けの川辺の音や小鳥のさえずりを流し、おしどりのビデオを上映しました。イベント参加の皆さんに、設楽町長さん、町議長さん宛にハガキにメッセージを書いてもらいました。主催者の一人宇角佳笑さんの話では、ひっきりなしの参加者に設楽ダムを説明し続け、休む間もなかったそうです。

(参加者による設楽町長宛メッセージの3例)

メッセージ

あなたの子供にもダムを築いて、  
川を見せるの？  
僕はダムより自然を見たいです。

メッセージ

先祖の代から守り、春くまみで  
きて自然であ。私の青春は、  
この町で生きて。  
私の人生をセリとらたいて  
下さい。

メッセージ

貴重な自然が壊れている  
設楽を、譲り出す事に  
して下さい。

## 第5回(08.4.21)公判報告

今回は原告の大羽康利、奥宮芳子の2名が意見陳述しました。その原文全部を掲載します。

平成19年(行ウ)第32号 設楽ダム公金支出差止請求事件(甲事件)

平成20年(行ウ)第3号 設楽ダム公金支出差止請求事件(乙事件)

原告 甲事件・市野和夫外167名、乙事件・市野和夫外7名

被告 甲事件・愛知県知事外1名、乙事件・愛知県知事

### 意見陳述書

平成20年4月21日

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

原告 大羽 康利

1、 まず、乙事件について申し述べます。

私は愛知県田原市に住んでおり、農地1.2haほどを保有しております。もちろん豊川総合用水土地改良区の組合員の一人であり、19年度は豊川総合用水土地改良区に51,162円の賦課金を支払っております。

私は地方公務員を退職して、現在は農業を営んでおりませんが、万一計画中の設楽ダムが造られた場合には特定多目的ダム法(以下特ダム法)による「受益者」とされ、設楽ダム建設費の負担金を支払う可能性を持っている者の一人です。その立場から陳述を致します。

2、 特ダム法第10条、および特ダム法施行令第12条により、かんがい用水の受益者には、貯留容量割合から求めた建設費用の1/10の負担を求められています。現在公表されている設楽ダム建設予定費2070億円からすると、受益者による負担総額は23億円、受益面積1ヘクタール当たりの負担金は平均して、約14万5千円となります。これまでの例で、ダム建設費は試算経費を大きく上回ることがほとんどであること、負担金は利子を含めて支払うこと等を考慮すると、実際の負担額はこの14万5千円を大きく上回ること間違いありません。

3、 私が豊川用水土地改良区に支払っている賦課金は、当時の水資源開発公団法に基づいて、亡くなった父が「豊川総合用水事業の同意

書」に記名・捺印した後に、事業が開始され、事業が完成した後に賦課金を支払うようになりました。これが事業に賦課金を求める場合の、法に基づいた当然のあり方です。

4、 ところが、設楽ダムの基本計画案についての審議が行なわれた2008年2月県議会では「かんがい用水受益者負担問題を将来に委ねる」との愛知県当局の答弁があったものの、議論を深めることなしに承認され、それを踏まえて3月、愛知県知事は国土交通大臣の示した設楽ダム基本計画案に同意してしまいました。これにより国が設楽ダム基本計画を確定し、ダムに沈む地権者の方々が万が一 - と言いますのは、私は設楽町に住む方々は自らが育ち・住んでいる地を愛するが故に、決してそのようなことはないと感じているのですが - ダム建設に同意すれば設楽ダム建設事業が始まります。

5、 事業が始まってから受益者負担金徴収条例を愛知県が作った場合、受益者に対して「既に開始された事業に対する同意書」を求めるのでしょうか？日本の法体系はそのようなことを認めるものとはなっていないと考えます。

6、 そこで、実際には愛知県は受益者に負担金を求めることはできません。 その場合、受益者負担金は誰が払うのでしょうか？ 愛知県が肩代わりするものと推定されます。法律によって特定の受益者が負担することが決まっている費用について、行政が肩代わり負担することは、違

法行為そのものであります。法の番人たる裁判所の公正なご判断をお願いいたします。

7、もう1点、水余り現象について述べさせていただきます。

私は田原市にある野田土地改良区の役員をしております。2007年7月下旬のことです。豊川用水に水を供給している宇連ダム及び大島ダムの貯水率は共に100%近くあったのですが、田原市土地改良区職員が役員会 - 正規の会議です - で「8月に雨が降らなかつたら、節水になるかも知れず心配だ。」と述べました。水不足の不安感をあおるあまりの言葉に驚き、会議終了後、その役員に「貯水率100%なのに水不足が心配だなどと不安感をあおる発言をなぜするのか。」と軽く抗議の意志表示をしました。こういった例はこれまでも良くあることでした。

8、豊川総合用水土地改良区が発行している広報紙「豊川用水」(2008年1月1日付)によれば、昨年8月の降雨量は72mmと過去43年中で40位の小降雨であったのに、宇連ダムと大島ダムとを合わせた最低貯水量は、9月上旬の約3,200万立方メートル・貯水率約62%で、節水は全く行われませんでした。大島ダムの貯水率は1年を通して84%を下回ることはありませんでした。豊川総合用水事業の完成によって水資源の供給能力は十分となっていることが昨年も証明されました。

9、加えて、豊川総合用水土地改良区は約1,100億円を費やして豊川用水の二期事業を2008年度完了予定で行ってきましたが、これを見直し、更に730億円のお金を費やして二期事業

の変更・追加事業を行うとして、受益者の同意を2007年に取りました。変更・追加事業の完了予定は2015(平成27)年度です。その目的は「大規模な地震や石綿管の漏水・破損対策」とされています。

10、これが説明会で使われた資料です(略)。豊川用水の支線水路では、現在石綿管の漏水・破損事故が多発しているとの説明のついた写真が何枚も掲載されています。こういった状況で水不足が起こっていないのですから、二期事業の変更・追加事業が完了すれば、農業用水は水不足ではなく、水余りさえ予測される事態にあります。

11、豊川用水二期事業変更・追加事業と平行して「県営かんがい排水事業」も168億円をかけて実施されています。私が役員をしている野田土地改良区では2007年度をもってパイプライン化工事が完了し、3月28日には実際に通水できることを役員として確認して回りました。明日22日が通水式で23日から実際に供用が開始されます。豊川用水から供給される水が実際には農地に利用されずに三河湾に流れ込んでしまうことは、こうして無くなって行きます。もう、設楽ダムを造る必要は全くありません。いいえ、設楽ダムは無駄な事業であることを、私は受益者の一人として現地の田んぼで見て確認しています。決して机上の計算ではありません。

設楽町に住む方々の故郷を奪い、下流の「受益地区」には余分な負担を押しつけるだけの、無駄な公共事業に貴重な県費を支出することは違法との公正な判断をよろしくお願い致します。



(意見陳述2)

私は豊川下流域の豊橋市に生まれ、半世紀をこの地で暮らしております。自宅前を朝倉川という名の川が流れておりますが、その川は100メートルも下りますと豊川と合流し三河湾につながっています。豊川の堤を散歩のコースとしていることを考えますと、豊川は私の生活の一部にな建設を進めようとしております。

設楽ダム建設基本計画案によりますと、本体工事は総額2070億円、そのうち愛知県の負担額は720億9000万円になっています。さらにこのダム建設に対して、私が暮らす豊橋をはじめとして豊川、蒲郡、田原、新城と小坂井町の下流域5市1町は受益者としてダム建設費以外のダム湖周辺の水源地域整備事業などに対して、別紙(資料N01 - 略)に示すように判明分だけでもおよそ45億円、他にダム完成後の町の振興に当てる基金の造成や山村 都市交流拠点施設の建設費が加わり、非常に多額の負担金を要請されております。

豊川下流域の住民は同時に愛知県の住民です。つまりこれら国、県、下流域の負担全てを私たちは負うこととなります。いったい私たち下流域市町の住民は受益者なの でしょうか？私はここに強い疑念を抱いています。

日本は少子高齢社会に入りました。また、1時間に66億円の借金が増え続けています。夕張市の財政破綻などを受け、「地方公共団体財政健全化法」が成立されるほどに全国的に財政の悪化は進行しております。特に自治体病院の経営難は深刻で医師、看護師不足など全国の7割が赤字経営と言われております。豊川下流域自治体も例外ではありません。例えば、豊橋市民

原告 奥宮 芳子

っているといえます。小学校時代、遠足のコースの一つは三河湾の潮干狩りでしたが、いまは埋め立てが進み開発による環境悪化でそういう光景をほとんど見ることはできなくなりました。この三河湾へのダムの環境影響について心配していますが、事業者は全く調査することなくダム病院の18年度経常損失は5億7千9百万円、未処理欠損金は67億3000万円です。新城市では産科はあるものの医師不足から市民病院で出産はできず、出産時は隣の豊川市や豊橋市で搬送される状況です。蒲郡市では平成19年度、市民病院へ競艇会計から18億円も繰り入れる経営状況です。また、後期高齢者医療制度のスタートで高齢者負担は確実に増加します。設楽ダムの建設にかかる費用負担が加われば、教育や福祉など住民生活を圧迫することは必至です。

それでもこのダム建設が住民の利益につながり、次世代にとって必要であるならば受け入れる姿勢を持たねばならないでしょう。しかし平成13年度に豊川総合用水事業が完成して東三河の水は十分足りています。国の天然記念物など多くの貴重な生物の棲みかを奪い、三河湾まで環境を悪化させます。上流の62 km2のみをカバーする設楽ダムの建設で水害を無くすことはできません。このような有害無益のダム建設に投じる税金は無駄遣いといしか言えません。住民の生命の安全と、暮らしを守ることを優先すべきであり、ここに血税を使うべきです。設楽ダム建設は、現世代にも次世代にも住民にとって利益にならないでしょう。

速やかなるダム建設中止を求めます。



## 第6回公判は7月9日(水)午前11:30～ 名古屋地裁で開かれます

今回は、( )フルプラン批判を軸とした準備書面を出します。裁判は、今後証拠調べ、証人(専門家)尋問、現地調査などの重要な段階をむかえます。ご都合のつく方はぜひ傍聴にお出かけください。

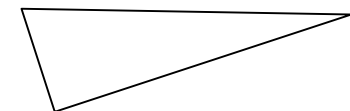


( )設楽ダム建設事業計画の上位の計画は、二つ(治水・河川管理関係の河川整備計画および水資源開発基本計画(フルプラン))あり、今回問題としているのは後者です。

設楽ダムは、特ダム法による計画ですから、電源開発が都市用水の水資源開発がなければ成り立ちません。水需給の状況から、都市用水は余っていますが農水が足りないので、水道用水の確保をしておいた方が安全だという程度の位置づけで設楽ダムが計画されているわけです。ここで、以下に指摘するように、農水が実は大幅に余っているのだということが真実ならば、特ダム法による設楽ダム計画はつぶれることになります。(河川整備計画に基づいて、治水ダムが新たに提起される可能性が出てきますが、これは河川法に基づくダムということで、国は一から始めなければなりません。平成18年2月に全部見直された豊川水系水資源開発基本計画(フルプラン)の農業用水の算定に重大な誤りがあることが分かりました。このフルプランの農業用水問題を軸として係争していきます。

以下その理由について述べます。

平成18年2月に全部見直しされた、豊川水系水資源開発基本計画には重大な誤りがあり、この基本計画(フルプラン)を根拠にしている設楽ダム建設計画は直ちに廃止されなければならない。



1 豊川水系フルプラン(H18.2 全部変更)の根拠は、下記の国土審議会水資源開発分科会豊川部会の配布資料に示されている。水道用水と工業用水に関しては、需要を大きく見積もっているという問題はあるが、根拠となる数値がきちんと示されている。説明資料(1)(ページ B-9-1 の表)に示されている通り、H27年の都市用水の需給見通しは、計画供給量 7.91(うち、設楽ダム 0.18、残りは自流水及び既開発水源による)に対して、需要見通し 6.16 で大幅な水余りである(最大流量:単位は  $m^3 / sec$ 、昭和43年基準)。ただし、近2/20の少雨年では不足するとして、設楽ダムで水道用水を 0.18  $m^3 / sec$ (最大流量)確保するものとしている。

2 農業用水については、H27年の新規需要量 0.34  $m^3 / sec$ (説明資料(2)、ページ B-9-2 の表)を設楽ダムで確保するとされている。また、この表に示されている手当済みの開発水量(自流水等を含む)の合計は、豊川用水 4.75  $m^3 / sec$  + 豊川総合用水 1.50  $m^3 / sec$  で合計 6.25  $m^3 / sec$  である。表の欄外に年間平均取水量であると注書があることから、年間取水量に直すことができ、既開発水量は 197100 千  $m^3$  である。

3 いっぽう、同配布資料中の「農業用水の需要想定について」(参考資料4、ページ C-4-1~C-4-3)において、新規需要量 0.34  $m^3 / sec$  の算定法が示されている。この算定の中で既開発水量が 166683 千  $m^3$  と 30000 千  $m^3$  も少ない値が使われており、これが原因で、農業用水の需給見積もりが供給不足とされているのである。これを正せば、およそ 20000 千  $m^3$  の供給超過となり、水道用水の確保予定分最大でおよそ 5600 千  $m^3$  を考慮しても、需要予測は既開発水量で十分にまかなえるのである。

4 結論として、豊川水系フルプランの算定に重大な誤りがあり、フルプランによる設楽ダムの位置づけは根拠を欠いている。直ちにフルプランの誤りを訂正するとともに、設楽ダム計画を廃止するべきである。



(市野和夫)

参照：国土審議会水資源開発分科会豊川部会(H17.12.8)の配布資料

<http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/shingikai/toyo2/toyo2siryo.pdf>

前号でご案内しましたように、1月27日に行なわれました総会記念講演の抄録です。



宮本 博司 さん (08.01.27) 総会記念講演抄録

テーマ:「淀川の軌跡 河川法改正 10年を経て」

はじめに(自己紹介)

1952年京都市生まれ、1978年建設省入省、苫田ダムや長良川河口堰の建設事務所、近畿地方整備局を経て2006年国土交通省辞職、現在は京都の伝統的な木の容器を扱う樽徳商店の奉公人。現代はプラスチック容器全盛であるが持続できないと考えている。

1997年の河川法改正に至る経過と背景

岡山県苫田ダム:1957年計画・500戸水没・地元の強力な反対を封じ、2004年完成。

長良川河口堰:全国的な反対運動に抗して、1993年7月完成。

1995年本格運用開始に際して、野坂建設大臣記者会見「公共事業にもっと透明性と客観性を」。世論の批判に対して、「ダム事業審議委員会」(計画の見直し、情報公開の徹底、知事による委員選出)の設置を打ち出す。

1896(明治29)年の河川法制定 洪水対策のみ

1964(昭和39)年の河川法改正 水資源開発について付加

このころまでの河川管理の目標は単純であり、国民的なコンセンサスがあった。

その後、治水や利水の社会資本整備が進み、経済的豊かさや価値観の多様化が進んだ。

苫田ダムや、長良川河口堰事件を契機に、行政が「事業を勝手に進める」ことに対する不信感が充満することとなり、1997(平成9)年の河川法改正となった。法改正の趣旨は以下の内容である。

- ・ 河川管理の目標として、治水、利水に加えて河川環境の保全と整備を加える
- ・ 河川行政への不信感の払拭 ・「任せてください」から「勝手にしません」への転換

淀川流域委員会の発足 2001(平成13)年

- ・流域委員会準備会議 芦田(土木工学)、川那部(生態学)、寺田(弁護士)、米山(文化人類学)
- ・「淀川水系流域委員会」

(1) 公開の準備会議で委員選出 (2)徹底した情報公開・発信 (3)委員会事務局の独立

「淀川方式」

- ・ 原案提示から出発しない。
- ・ 現状の共有 課題の共有 対象事業の積み上げ 整備計画
- ・ 現場を歩いて視ることからはじめて、委員・住民・マスコミ・河川管理者が変わっていった。「高堤を築いて低地の住宅開発を進める」という方式は問題がある。

治水発想の転換

洪水によるダメージをできるだけ小さくする。生命だけは取られないようにする・・・したたかな地域をつくる。ニューオリンズの高潮による破堤、東海豪雨による新川破堤など、堤防で洪水被害を押さえ込もうとすることは無理がある。

- ・ 堤防をしぶとくする ・洪水エネルギーの抑制

破堤の回避	堤防補強	川への負担軽減	下流流量増加抑制
	万全でない	流域貯留	穏やかな浸水
		土地利用・地域づくり	

淀川水系河川整備計画基礎案 2004(平成16)年5月

- ・ 破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標とする
- ・ そのための施策を最優先で取り組む
- ・ ダムは環境に著しい影響を与えるため代替手段がない場合の最後の選択肢とする

「淀川水系流域委員会」は近畿地整により休止させられる 2007(平成19)年1月

「淀川水系流域委員会」委員を入れ替えて再開 2007年8月

国土交通省近畿地方整備局、「淀川水系河川整備計画原案」を諮問 2007年8月

- ・ 計画規模 200年に1度の大規模洪水(1/200)
- ・ 対象降雨 2日302mm
- ・ 基本高水 17000m<sup>3</sup>/s
- ・ 洪水調節量 5000 m<sup>3</sup>/s(計画ダム、遊水池)
- ・ 計画洪水流量 12000 m<sup>3</sup>/s(計画河道)
- ・ 穏やかな浸水は認めない
- ・ 従来どおりダムは必要

再開された流域委員会は、原案に対する批判的検討をしている。基本高水や計画洪水流量は流域住民の命を守るという視点から意味があるのだろうか？ダムを造ってもほんのわずかの水位低下しか見込めない場合や、逆にダムによって河道水位が高まる場合もある。

以上 (文責 市野)

## この秋、水源連総会を豊橋で開催予定

設楽ダム反対の全国集会(現地実行委員会)と合わせて 水源連総会を、豊橋で開催してはどうかということで、4月22日に開かれた水源連の事務局会議では、その方向で検討することになりました。時期については、9月末という希望を出したのですが、水源連の暦によると、10月末～11月初めころになるということです。地元の受け入れ側が、態勢を組んで、取り組まないとできませんので、**ご協力をお願いします**。実行委員会を設けて取り組もうと考えています。決まり次第お知らせします。



水源開発問題全国連絡会の略。水源開発事業が推進されているところは、どこもみな、同じような状況にあり、ダム計画に反対する人々は、精神的にも経済的にもその両面において圧迫され続けてきました。このような状況を何とか切り開くにはどうしたらよいのだろうか、この問題に関わっている者同士が互いに力を合わせよう、ということになり、1993年11月16日に全国組織で発足。

# 「負担金を支出するな」の請願署名を行なっています

愛知県は、豊川下流域 5 市 1 町に「設楽ダム建設に係るダム本体以外の事業負担金」の検討依頼が出されています。この依頼については設楽ダムが目的を失った、自然環境を破壊するだけの事業であって負担金を支払うべきではない、とする請願を行なっています。

各市の請願代表者は次の方々です。

豊橋市: 〒440-0016	豊橋市牛川町字浪ノ上 39-7	0532-54-3801	中野 嘉雄
豊川市: 〒442-0048	豊川市開運通 2-36	0533-86-9663	八木 月子
新城市: 〒441-1414	新城市作手清岳タイコヤシキ 1-23	0536-37-2261	笥 幸子
蒲郡市: 〒443-0037	蒲郡市鹿島町岡 20-76	0533-69-2996	稲石 省三
田原市: 〒441-3421	田原市田原町汐見 16	0531-22-7580	立岩 照久

署名用紙を該当する地域の方には同封しました。足りないようでしたらコピーしてお使いいただくか、事務局にお知らせくだされば添付ファイルでお送りします。署名された請願用紙は各市の代表宛にご返送ください。署名期間は各市の都合で異なりますが、5 月末に一度回収させていただきます。



地元設楽では「設楽ダム建設の是非を住民投票で求める会」の集会を各地区で行ない始めました。第 2 回は 5 月 17 日午後 6:30 ~ 清崎地区 (清崎老人憩いの家) で行なわれます。

負担金の話、地盤が軟弱で地滑りが起こりやすい話など、ほんのことが話し合われます。ご参加ください。

(写真は第 1 回の津具地区での様子)



助成金受け取りの必要から、銀行口座を開設しました。会費・カンパなどにご利用ください。

三菱東京 UFJ 銀行・豊川支店(店番: 482)

口座番号: 3655567

名義: 設楽ダムの建設中止を求める会

郵便振込みは従来通りです。

- ・ 郵便振替の口座番号: 00870-1-134146
- ・ 加入者名: 設楽ダムの建設中止を求める会

メーリングリストへ登録ください(代表のメールアドレスまでご連絡ください)。

《問合せ / 連絡先》

・ 設楽ダムの建設中止を求める会:

代表 市野和夫 〒441-1101 豊橋市賀茂町山屋敷 28 - 1 & fax 0532-88-4358

E-mail: [ichinok7@mx3.tees.ne.jp](mailto:ichinok7@mx3.tees.ne.jp) <http://www.tees.ne.jp/~ichinok7/>

・ 設楽ダムの建設中止を求める会 事務局: 奥宮芳子

〒440-0069 豊橋市御園町 1 - 3 & fax 0532-54-7305 E-mail: [okumiya@sala.or.jp](mailto:okumiya@sala.or.jp)

